

東日本大震災アーカイブ収集等実施計画

本計画は、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクトの基本的な方針」（平成 24 年国図電 1204273 号。以下「基本的方針」という。）に基づき、各府省・各種関係機関、団体等に対する国全体としての「東日本大震災アーカイブ」の実現に向けた当館による働き掛けと、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）における収集の実施及び実施に当たって関連する組織化・保管・提供についての方針に関する事項を定めるものである。

1 実施事項

東日本大震災の記録等の国全体としての収集・保存・提供を実現するため、当館は次の事項（以下「収集等」という。）を行う。

- ① 当館による記録等の収集
- ② 他機関による記録等の保存の推進・支援
- ③ ②の結果保存された記録等に関する、メタデータ等検索に必要な情報の収集、又は、検索に関する機械的連携
- ④ 上記①～③を実現するための、各府省、各種関係機関、団体等への、当館による記録等の収集、記録等の保存及びメタデータの作成、メタデータに関する連携等に関する働き掛けと協議

2 収集等の対象となる記録等

「基本的方針」2. 2 「東日本大震災アーカイブ」の記録等の収集範囲」に定めるところによる。

3 収集等の方法

(1) 当館による収集

制度的に収集可能な記録等は、制度により網羅的に収集する。

それ以外の記録等については、記録等を所蔵又は作成した機関・団体・個人からの寄贈、寄託、許諾等に基づいて収集する。特に、媒体に関わらずアーカイブ構築に取り組む他の関係機関等（以下「アーカイブ機関」という。）による保存が困難な記録等については、積極的に受け入れる。また、特に重要な記録等のうち、デジタル形態で複製が容易なものについては、他機関における収集・保存状況にかかわらず、収集に努める。

収集に当たっては、メタデータについても併せて収集するよう努める。

また、紙資料のデジタル化や、デジタルコンテンツの保存に必要な措置のための複製・

改変等の複製等に関する許諾を積極的に得るように努める。許諾を得られる場合は、第三者による二次的な利用に関しても同時に取り決めを行うよう努める。

収集に当たっては、収集した記録等の利用提供開始時期、公開範囲等について、記録等を所蔵又は作成した機関・団体等と調整・協議を行う。これら収集に当たって必要な許諾等の詳細については、別途定める。

(2) 他機関による記録等の保存の推進・支援

記録等を所蔵する機関については、その記録等の所在情報の提供を求めるとともに、当館による収集、自機関による長期的保存と公開（将来的な公開を含む）、アーカイブ機関による収集のいずれかの方策を取るよう、働き掛けを行う。

アーカイブ機関については、メタデータの作成方法、デジタル化の手法等について、求めに応じて支援を行う。アーカイブ活動が維持困難となり、かつ後継となる機関等が存在しない場合には、当館は当該アーカイブ機関が収集した記録等を受け入れるものとする。

(3) メタデータの収集又は検索の機械的連携

メタデータの収集又は検索の機械的連携は、許諾による。許諾の詳細については、別途定める。

メタデータの収集については、可能な限り、機械的連携による。ただし、当該機関が、メタデータを検索・提供する情報システムを持たず、メタデータのみ保持している場合には、そのメタデータを許諾により収集し、当館システムに搭載する。

あわせて、メタデータ及び機械的連携方式の標準化についての働き掛けを積極的に行う。

(4) 働き掛け・協議

機関・団体ごとに、内容、窓口を設定し、順次、働き掛け・協議を行う。同種の機関・団体等について、全体をまとめる連合体等がある場合には、それらへの働き掛けを優先する。

働き掛け・協議は、機関・団体ごとに、上記（1）～（3）の実現に必要な事項について行う。主な働き掛け・協議の手順は次のとおりとする。

- ① 国全体としての記録等の保存の必要性の認識を共有し、当館のプロジェクトへの協力を要請する。
- ② 当該機関・団体の所蔵する記録等の状況及び保存・公開に関する方針を確認する。
- ③ 記録等の状況、保存・公開方針に応じて、当館による収集、自機関による長期的保存と公開、アーカイブ機関による収集等の方策を適宜提案し、具体的な実現方策について、協議を行う。状況に応じて、適宜アーカイブ機関と連携して協議を行う。
- ④ ③の結果、当館による収集又はメタデータ等の収集ないし機械的連携を行う場合

には、具体的な許諾等の契約、手順、スケジュール等について協議し、必要な手続を行う。

4 特に優先的に当館が収集を行う対象

特に優先的に収集する対象は次のとおりとする。形態としては、デジタルコンテンツを主としつつ、出版物として頒布されていない紙媒体等の有体物についても収集する。

- ① 公的機関が所蔵又は作成した、東日本大震災に関する記録及び被災地における当該機関による活動の記録等
- ② 公的機関が所蔵又は作成した、東日本大震災に関する基礎的データ等
- ③ NPO、ボランティア団体等のうち、特に全国規模の機関、団体等による東日本大震災に関する活動及び被災地の状況に関する記録等
- ④ 学協会等の学術機関・団体による、東日本大震災に関連する調査・研究の成果及びそれら成果の前提となる基礎的データ等
- ⑤ 基幹的産業に従事する企業における東日本大震災に関する活動の記録等
- ⑥ 被災地の NPO、ボランティア団体等による東日本大震災に関する活動の記録等のうち、動画、音声等、特に関係機関等が収集対象としていないもの

このほか、次の記録等については、作成した機関・団体等を問わず積極的に収集を図る。

- ⑦ 東日本大震災による原子力発電所の被害及び事故に関する記録等
- ⑧ 動画、画像等のうち、東日本大震災の被害に関する学術的・歴史的に価値のある情報を含むもの

当館による収集が困難な場合には、アーカイブ機関との連携による対応を進めるなどにより、メタデータの収集又は検索の機械的連携の実現を図る。ただし、アーカイブ機関による保存が困難であり、散逸の危険がある場合には、優先的収集対象に含まれるか否か、形態等を問わず、積極的に収集する。

5 組織化・保管・提供についての方針

(1) 組織化についての方針

当館が収集した記録等の組織化については、次の方針による。

制度により収集したものについては、現行の方式により、適宜組織化を行う。

それ以外の方法で収集したものについては、収集等の実施に必要な範囲で当館が作成するものを除き、原所蔵機関・団体等が作成したメタデータを原則として尊重するが、可能な限り、作成日時・場所、作成者、権利関係者等の基本情報の提供を求める。

また、メタデータが付与されていない記録等については、個別又は詳細なメタデータの作成を原所蔵機関・団体等に求めることはせず、当面、記録等を作成された時点や作成者等で群としてまとめたコレクション単位で、作成日時等の基本情報や、作成の経緯、内容の概略など、説明の記述を要請し、この単位で当面は管理するものとする。

組織化についての詳細は、「7 実施体制」において定める所管部局課が別途定める。

(2) 保管についての方針

デジタル情報については、適宜情報システムに登録の上、バックアップの作成、遠隔地でのバックアップデータ保存などにより、災害時においてもデータの消失を防ぐ対策を講じるものとする。

有体物については、必要に応じ、書庫を含む当館内の各種スペースを最大限活用しつつ、資料の性質に応じ、適切な保存場所の確保に留意する。

保管についての詳細は、「7 実施体制」において定める所管部局課が別途定める。

(3) 提供についての方針

収集した資料は可能な限り、デジタル形態での提供を行う。ただし、有体物についても、重要かつ緊急の提供が求められる場合には例外的に提供を行う。

プライバシー等への配慮が必要な記録、記録等の作成・保存機関等からの要請があった記録については、利用の制限を行う。非公開としたものについては、適切な時期に公開について、当該機関等との調整を行うものとする。

提供は当面、インターネット提供、当館内での利用、閲覧許可申請による許可制の3段階を想定する。将来的には、当館内での利用とした記録等のうち、一部のデジタル資料については、各種図書館などの限定的なユーザーを対象として、遠隔利用ができるようにする。

提供についての詳細は、「7 実施体制」において定める所管部局課が別途定める。

6 スケジュール

長期にわたる計画となることから、対象機関・団体等リスト・工程表を別途作成し、優先順位を定め、原則として四半期単位で進捗を管理する（別紙参照）。

組織化、保管、提供についての詳細は、平成24年度中に定めるものとする。

7 実施体制

対象機関・団体等リスト及び工程表の作成及び進捗管理は、電子情報部が担当する。

有体物の収集・組織化・保管については、収集書誌部が担当する。

インターネット資料の収集・組織化・保管は、関西館電子図書館課が行う。それ以外の無体物のデジタル情報の収集・保管については、当面、電子情報部が行う。ただし、関西館電子図書館課が所管するシステムに搭載する場合には、そのために必要な作業は関西館電子図書館課が行う。

メタデータの収集又は検索の機械的連携については、電子情報部が行う。

働き掛け・協議は、電子情報部が中心となって行う。ただし、例えば公的機関のうち、

国会については総務部が行う等、対象となる機関・団体によっては、必要に応じ、関係部局課が担当するものとする。

提供については、情報システムに係る部分は、電子情報部及び関西館電子図書館課が担当する。館内での利用提供については、利用者サービス部が担当する。

また、本計画に基づき実施する各業務の調整を行うことができるよう、関係する部局課の実務担当者が機動的に取り組むことができる体制を整える。

8 その他

本計画は必要に応じ見直しを行い、修正を行うものとする。

優先種別 ※1	収集担当 ※2	分類	機関名	主な働き掛け・協議内容	主な担当	当面の作業予定	平成24年度					25年度	26年度	27年度以降	備考	
							5月	6月	2Q	3Q	4Q					
①	○	立法機関	衆議院・参議院	国会事故調査委員会の諸記録(会議録を除く)の当館での収集と「委員会資料」の利用提供について	総務部、調査局、収書部	協議開始:6月の報告書取りまとめ前後 収集:事故調査活動終了と同時に開始		協議				公開				
① ⑦		行政機関	復興庁	震災に関する記録等の保存に関する、全省庁に対する呼び掛けの実施	電情部	働き掛け開始:5月9日,31日実施済み		働き掛け・協議							総務省と共同して働き掛けを行う。	
			各府省	各府省における震災に関連する記録の保存と東日本大震災アーカイブへの協力	電情部			呼び掛け	働き掛け・協議				収集等			
①	-		国立公文書館	公文書という観点からの、震災に関する記録等の保存の推進と、保存後のメタデータ連携について	電情部	働き掛け開始:6月中		働き掛け・協議			状況	状況	連携		国立公文書館に震災関連の公文書が移管された時点で、具体的な連携について別途協議する。	
①	-	司法機関	最高裁判所	震災に関する裁判記録の保存と、将来的な公開、メタデータ連携について	電情部	働き掛け開始:6月中		働き掛け・協議		状況	状況	連携		震災関連の裁判記録が公開された時点で、具体的な連携について別途協議する。		
①	-	地方自治体	宮城県庁	県庁または市役所における、 ・震災に関する記録等の保存 ・メタデータ連携 について 及び県内各種機関等に対する仲介等の依頼	電情部	働き掛け開始:5月28日 メタデータ連携:(5月のヒアリングを踏まえて決定)	働き掛け・協議	保存方策の具体的調整	収集またはメタデータ連携の実施						今後の自治体との連携に関するモデルケースとなることを想定する。	
	仙台市役所		働き掛け開始:6月25日 メタデータ連携:(6月のヒアリングを踏まえて決定)			働き掛け・協議	保存方策の具体的調整	収集またはメタデータ連携の実施								
	-		岩手県庁		電情部	全国知事会への働き掛け・協議:第2~第3四半期	全国知事会への働き掛け・協議	各都道府県への働き掛け・協議	収集またはメタデータ連携の実施							福島県及び関東近県の各自治体については、別途の早期働き掛けの可能性を検討する。
	-		福島県庁													
	-		福島市役所													
	-		その他の都道府県庁													
①③ ⑥	△	都道府県立図書館	各都道府県における震災関連資料の積極的収集について	電情部、支部図協課、収書部	働き掛け開始:7月5日(公懇)		働き掛け・協議	メタデータ収集・連携等の実施						現地資料に関する各館による収集についての連携、散逸の危険性がある各館で収集できない資料の当館による収集等について随時実施する。		
①③ ⑥		日本図書館協会 全国公共図書館協議会	各公共図書館における震災関連資料の収集の呼び掛け	電情部、支部図協課	働き掛け:6月中		働き掛け	状況確認	状況確認	状況確認	状況確認			定期的に情報交換を行う。		
①	-	その他の市町村	区市町村の役所における、 ・震災に関する記録等の保存 ・メタデータ連携 について					働き掛け	状況確認	状況確認	状況確認	状況確認		中央府省連絡会議の場において、国からの記録保存についての働き掛け・呼び掛けを行う。その後のフォローは日図協の協力を得て、公共図書館を通じて行う。		
⑥ ⑦ ⑧	-	放送(テレビ)	NHK	NHKが運営する「東日本大震災アーカイブス」との連携について	電情部	働き掛け開始:6月7日		働き掛け・協議	メタデータ収集・連携等の実施							
			日本民間放送連盟	各放送局における震災に関する放送及び取材記録等の保存について、全国の放送局に対する呼び掛けを実施するための方策の実現について	電情部	働き掛け開始:5月11日 (民放連内で対応検討中)		働き掛け・協議	収集等の実施					働き掛け、協議の長期化が予想されるため、適宜断続的に働き掛けを行う。		
			日本ケーブルテレビ連盟	保有コンテンツの長期保存のための当館への寄贈・寄託を想定して、各放送局における震災に関する放送及び取材記録等の保存について、各放送局に対する呼び掛けを実施するための方策の実現について	電情部、収書部	働き掛け開始:6月中		働き掛け・協議								
	△		各社					働き掛け・協議	収集・組織化					特に被災地のCATVについて、働き掛けの可能な限りの前倒しを図る。		

優先種別 ※1	収集担当 ※2	分類	機関名	主な働き掛け・協議内容	主な担当	当面の作業予定	平成24年度					25年度	26年度	27年度以降	備考
							5月	6月	2Q	3Q	4Q				
⑥	△	放送 (ラジオ)	日本コミュニティ放送協会	臨時災害放送局の保有コンテンツの長期保存のための当館への寄贈・寄託について	電情部	働き掛け開始:6月中		働き掛け・協議							
			各局		電情部	働き掛け開始:5月中		働き掛け・協議		収集・組織化		公開		公開は契約に応じて段階的となることを想定。	
			(財政支援) 日本財団		電情部	働き掛け開始:5月中		働き掛け・協議							
⑤ ⑧		新聞	日本新聞協会	新聞各社の震災時の対応の記録及び取材記録の保存と将来的な公開について(特に被災地の地方新聞社)	電情部	働き掛け開始:6月中		働き掛け・協議			保存方策の 具体的調整	収集またはメタ データ連携の実施		オンライン資料制度化、デジタル化資料の送信に関する協議状況を踏まえる。	
⑥	○	NPO・ボラン ティア 団体	東日本大震災支援全国 ネットワーク(JCN)等	被災者支援を行っているNPO団体の作成する記録類の保存について、呼び掛けを実施するための方策について	電情部	働き掛け開始:6月中		働き掛け・協議							
			各団体		電書部、 収書部	主要団体への働きかけ開始: 第3四半期			働き掛け・協議		収集またはメタデータ 連携の実施				
④ ⑦	○	学会・研 究機関	日本学術会議	学協会の運営するウェブサイトの収集について	電情部	働き掛け開始:6月26日		働き掛け・協議							学術会議の反応次第で、各学会への許諾依頼はテコ入れを実施する。また、各学協会の保有するファクトデータの収集にも留意する。
			各学協会		電図課、 収書部	許諾依頼:実施中			収集またはメタデータ連携の実施						
			内閣府原子力委員会		電情部、 収書部	働き掛け:4月以降、非公式会合に出席 (次回会議日程未定)		働き掛け・協議		保存方策の具体的 調整		収集またはメタデータ 連携の実施		(行政機関ではあるが、各種団体のデータも集まる可能性があるので便宜、ここに入れる。)	
⑤	-	民間企業	各業界団体	ホームページ収集許諾と、内部の震災関連資料の保全について	電情部	働き掛け開始:7月中			働き掛け・協議		状況確認			ライフライン、重工業、建設・測量業等関連企業を主たる対象とする。各社に対してはホームページ収集を優先的に実施する。	
			専門図書館協議会		電情部、 支部図協 課	働き掛け開始:6月8日		働き掛 け・協議		状況確認					
			各社		電情部	働き掛け開始:8月中			働き掛け・協議		収集またはメタデータ 連携の実施				
⑥	△	大学	国立大学協会	被災地支援を行っているプロジェクトによるファクトデータを中心とした記録類の寄贈について	電情部、 収書部	働き掛け開始:7月中		働き掛け・協議		状況 確認		状況確認		収集またはメタデータ連携の実施	
			日本私立大学団体連合会 各大学												
③⑧	-	民間アー カイブ機 関	各団体	震災に関するアーカイブ活動を行っている団体とAPI連携を基本とする協力	電情部	働き掛け開始:7月中		働き掛け・協議		API連携の実 施		公開			

※1 優先種別とは、本文の「4 特に優先的に当館が収集を行う対象」のカテゴリを指す。

※2 収集担当とは、該当する資料・コンテンツを主として収集するのが、○=当館、△=該当機関または当館、- = 該当機関をそれぞれ指す。空欄は該当機関が収集対象資料を有していないものを指す。